

学校感染症と出席停止について

『学校保健安全法施行規則』が一部改正され、令和5年5月8日から施行されました。学校において予防すべき感染症である新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザにかかった場合は出席停止の扱いになります。飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症のため出席停止期間を定めています。登校を停止し、しっかり治して下さい。

医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。

また、登校可能となりましたら、下記の内容を記入し、押印の上、学校に提出してください。その際、生徒名・疾患名がわかる処方箋・検査結果用紙・診療明細書等の写しいずれか1点を添付して下さい。

※病院で診断書を書いてもらう必要はありません。

学校感染症報告書

年 組 席 生徒名

保護者名 印

診断名 (インフルエンザ型) (新型コロナウイルス感染症)

受診した日 (年 月 日)

医療機関名 ()

発症日 (年 月 日)

(インフルエンザ型)

解熱した(熱が下がった)日 (年 月 日)

上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過しましたので

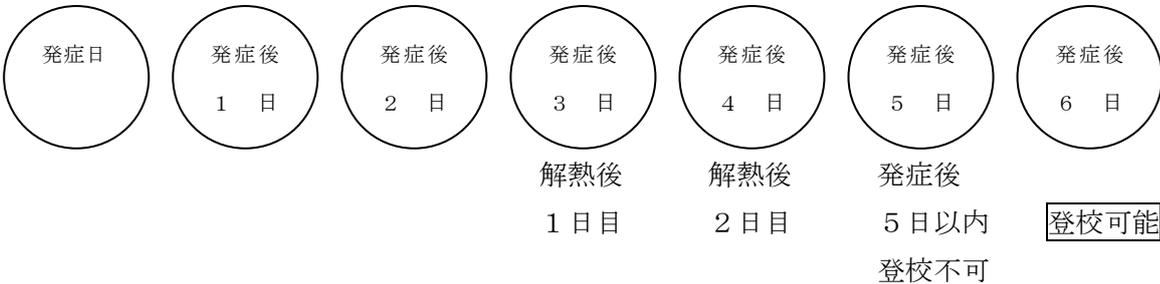
(新型コロナウイルス感染症)

症状が軽快した日 (年 月 日)

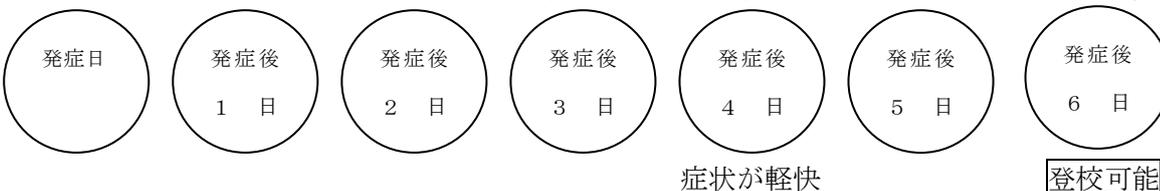
上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過しましたので

月 日より登校させます。

*インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。



*新型コロナウイルス感染症においても、最短でも、発症後6日目からの登校になります。



※無症状の感染者に対する出席停止期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

※ただし病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。